

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸ノ内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 堀内六郎

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1981年9月25日発行

第13巻 第9号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.13 No. 9号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの社会保障

Social Security of Sweden

厚生省 太田 義 武

Mr. Yoshitake Ohta

スウェーデンでもっとも重視されている政策の目標は大きく分けて3つある。1つは完全雇用を達成することである。2つ目は経済的な平等のみならず男女間の平等や外国人との間の平等までも達成することである。3つ目は国防である。

スウェーデンの社会保障の特徴も大きく分けて3つあげることができる。1つは普遍性ということである。それはたとえばスウェーデンの諸給付に「一般的な」とか「普遍的な」ということを意味する「Allmän」という言葉がつけられていることから容易に推察できるように、すべての人を無差別・平等・一律に社会保障の対象にしているのである。2つ目は完全保障主義をとっていることである。たとえば病気で欠勤した時に支払われる傷病手当をみてみるとわが国は従前所得の60%程度であるのに対して、スウェーデンでは90% (労働災害の場合には100%) である。このようにわが国では最低限度の保障をしてあとは自助努力に期待する「最低保障主義」をとっているのに対して、スウェーデンではできるだけ前と同じ所得を保障しようとする「完全保障主義」をとっている。3つ目は社会保障制度は公立主義をとっていることである。これは社会保障は全国すべて平等でなければならないという考え方からとられているもので、たとえば病院はほとんどが県立であり、福祉施設はコミュニオン (いわゆる市町村) 立である。

1950年代以降着実に社会福祉の充実をつづけてきたスウェーデンにおいて、深刻な経済危機が訪

れつつある。経済成長率は鈍化し、国際収支は大幅な赤字を記録し、財政の赤字も深刻になりつつある (歳入の約30%近く)。したがっていままで拡充をつづけてきた福祉の分野にも手をつけざるをえなくなってきている。たとえば年金等の計算の基礎になっている「基礎額」の物価スライド制を部分的に変更 (エネルギー価格の上昇、公租公課等による物価上昇分を差し引く) したり、部分年金の支給率を引き下げたり、医療費における自己負担分を引き上げたりしている。しかしながらこのような状況にあっても有子家庭に対する福祉政策 (児童手当、両親保険等) だけは拡充をつづけている。それだけ有子家庭に対する福祉政策が重視されているのである。

(これは去る6月23日当研究所と北欧文化協会の共催になる国立教育会館での講演の要旨で、飯野靖四郎慶応義塾大学助教授におまとめいただいたものである。)

目 次

スウェーデンの社会保障……………	太田義武… 1
スウェーデンの新しい社会サービス法……………	
……ヤン・ナセニウス (斉藤伸子要訳) ……	2
グンナル・ニコラウス・ルーネウス 大使閣下着任……………	4
現地通信— Örebro 7月……………	三瓶恵子… 4
<研究会ニュース>社会政策研究会 (第1、第2回) ……………	5
(新刊紹介) 武田龍夫著「住んでみた北欧」…………	5
スウェーデンの最近の著書論文 (丸尾直美) ……	5
(事務局だより) 老令化社会視察調査団 帰国す……………	6

スウェーデンの新しい社会サービス法

New Swedish Social Services Legislation

ヤン・ナセニウス

Jan Nasenius

長年にわたりスウェーデンにおいては、社会福祉は地方自治体の職務とされてきた。一連の合併をくり返した結果、現在その数は279である。また、大規模な保健福祉制度については、23の県当局がその責任を負っている。

社会福祉改革

1980年5月、国会は遠大な社会福祉サービスの改正を承認した。12年以上に及ぶ研究と委員会審議を経て、現行の社会福祉諸法は1982年1月1日に発効する新しい法律に代わられることとなっている。従来の法律は社会や個人に対する時代遅れの見解のうえに成り立っているものであり、もはや社会福祉サービスへの人々のニーズを満たすものではない、ということが改正の理由である。

新法の基本的性格

すべての地域の社会計画をひと言で言い表わす言葉は、社会サービスといえよう。社会福祉サービスは、総合的見地を持つものであることが必要とされる。何故なら、個人やグループにおける社会福祉の状況は、彼らをとりまく全環境との関係において考えられなくてはならないからである。

新法のもうひとつの基本姿勢は、社会サービスにおける援助行為は自発的に行われるべきであるということである。

目的志向権限法

この社会サービス法は、社会福祉制度に関しての比較的細かい規定をおり込んだ前法と異なり、目的に応じて権限をもたせる法の形をとっている。この法のわくの中では、地方自治体は、おのおの必要に応じた独自の社会福祉計画をたてることができる。地方自治体は、それぞれの管区内の社会サービスに対して責任を持っており、社会福祉審議会や地域の社会福祉委員会を設置することができる。

従来から、社会福祉審議会制度は、社会福祉サービスの中で民主的な役割を担ってきた。その委員は地方議会によって指名され、地域内の諸政党

間の相対的な勢力を反映している。この審議会は、社会福祉サービスの構造や強調点、又、重要な事項の決定について責任を負っている。個々の問題は、主に、地域社会サービス当局とソーシャル・ワーカー達によって扱われる。

社会サービスの職務

法の前文では、社会サービスの主な仕事は、組織志向、一般志向、個人志向の3つに区別されている。

地域社会計画への参加や地域行事など、組織志向の仕事を重んじることは、今後重視されるであろう。又、広報活動や児童及び老人福祉に関する社会的努力などの一般志向の計画も、より重んじられるようになるだろう。人々の職業、住宅、教育を得る権利を補強するという職務も、より重要視されるであろう。社会サービスにおける個人志向の努力は、個人のニーズに直接適応するものである。

この法律で最も重要なのは、生計その他の不可欠の日常生活を保障する、経済等の手段に対する個人の権利が明記されていることである。これは、従来地方自治体が貧困な住民に与えてきた様々な援助を拡大するものである。

一般的指標

新法は、社会サービスに関する一般的な指標をその内容としている。社会福祉審議会の仕事は、住民及び、必要とあれば他の公共機関等と協力して行われるべきである。この協力によって、官僚主義の阻止、異なる階層の人々の連帯、サービスに関する新しい知識や経験の取得が可能になるからである。又、審議会は、地域に起こった個人的問題を扱う人物（連絡人）或いは家庭を指名する権利を持つ。しかし、社会サービスが監視者のようにふるまうことは許されない。

加えて、国会は、アルコール及び麻薬中毒患者のための特別部門を制度内に設けた。

特別ケア計画

特別ケア計画に関して、新法は次の様に規定している。

成長を阻害する環境にいる子供は、この法の定めるところにより、誰でも必要な保護と援助を受けることができる。

老人については、社会福祉審議会は、彼らが独立し、他の人々と関わり合い、活動的で有意義な生活を楽しむように努力するべきである。

障害者に関しては、彼らが地域社会の中で活動的な位置を占め、他の人々と同様に生活するチャンスを持てるようにするべきである。

ファミリー・ホームと、レジデンシャル 或いはスペシャル・ケア・ホーム

誰でもケアを受けることを必要とするか、或いは別な家庭に移り住むことを必要とする者は、ファミリー・ホームやレジデンシャル或いはスペシャル・ケア・ホームに住む権利をもつといえよう。ファミリー・ホームという名前は、現存する公的養育院と個人の家庭、私的の養育院の双方を意味する。レジデンシャル或いはスペシャル・ケア・ホームとは、現在の子どもと若者のためのホーム、矯正学校、禁酒機関・麻薬中毒患者の収容施設などを含むものである。

未成年者の保護

まず、養子という言葉は廃棄されるべきである。18才未満の子どもが、親や後見人に属さないホームで世話と教育を受けるためには、地域の社会福祉審議会の承諾が必要である。

社会福祉審議会の構成

地域社会福祉審議会は、現行のものよりも更に広い任務を持ち、主として人々に対する世話に関する事柄を扱うことになろう。地方自治体は、どのような意志決定能力を地方社会福祉審議会に与えるようにするかを、自ら決めることができる。

守 秘 性

社会サービス法は、「情報公開の原則」をとるスウェーデンでも個人の秘密を守る立場を堅持しており、又、個人別資料は、研究用等に用いられる以外では、5年で処分される。

法の実施の監督

スウェーデンの社会サービスに対する全責任を

負っているのは、社会庁である。社会庁は、社会サービス法に基づく行為に対し、一般的な助言を与える。

地方行政当局は、社会サービスに関する問題について、住民に情報と助言を提供することに責任を持ち、審議会が適切なやり方でその職務を遂行するようにさせる。

国会は、この法の立法化と同時に、社会庁の再編成と、各地方自治体ごとの新しい社会福祉部門の設置を承認した。又、この新社会福祉法は、地方社会福祉審議会の決定を地方裁判所に提出する個人の権利についての規定を含んでいる。

児童福祉に関する特別規定を含む法

この法の下では、18才未満の者は、与えられているケアや彼自身の行動が健康と発育を阻害する場合には、保護を受けることができる。この制度は、例えば習慣的な麻薬使用や犯罪行為によってその健康や発育を真刻な危険にさらしている18才未満の少年たちのためにある。審議会は、事例をよく追って、特別ケアが必要かどうかを一定期間ごとに審査することになっている。

成人のアルコール及び麻薬中毒患者への 強制措置

社会サービスの改革を行うにあたり、アルコール及び麻薬中毒患者への強制措置の行使権を将来の社会サービスが持ち続けるかどうかについては、長い間国民の中に議論があった。当法案のこの件に関する部分は、国会で否決された。審議会は現在、社会サービス法の1982年1月1日施行と同時に発効する、これに関する新たな法案を国会に提出している。

改革の実施

スウェーデンの現在の経済的困難のために、各地方自治体は、再編成と能率化によって計画のコストを下げる方策を考えなくてはならない。又、社会サービスの改革は、法制化の後にも継続的に進められるべきものである。

(“Current Sweden” No 269, May 1981より
齊藤伸子要約)

グンナル・ニコラウス・ルーネウス大使閣下着任

元駐ブラジル大使、前外務省報道広報局長グンナル・ニコラウス・ルーネウス閣下(Ambassador Gunnar Nicolaus Lonaeus)には、ベクト・ウーデヴァル大使の後任として、7月着任されました。

当研究所といたしまして、ご着任を心から歓迎申し上げますとともに、過去歴代の駐日大使と同様に、当研究所をご指導下さることを期待いたします。

《現地通信》 Letter from Sweden

— Örebro — 7月 —

会員 三瓶 恵子

Miss Keiko Sampei

6月下旬の夏至祭りの日以来、日本の梅雨を彷彿とさせるほどの雨続きだったのですが、ようやく、ここ1週間は、夏らしいとてもよい天気になりました。一般に“industri semester”とよばれる、工場労働者の休暇のピークに達したためもあって、街の大通りから車が姿を消し、若い子たちが水着にはだして街中をペタペタと歩いています。子どもたちは、各住宅地域に一つ以上設置されているシャワーつきの人工の岩山や池で、裸で水遊びをしています。お年よりたちも、庭で日光浴をしながらいねむりをしています。冬の自然が厳しい分だけ、夏の自然の恵みに対して素直に心身を開くことができるのではないかと穿った見方をしたりします。

新聞には、あいかわらず失業問題の深刻さを伝える記事が毎日のように載っています。それに関連するのかわかりませんが、最近、奨学金の不正事件の記事が二つ目にとまったので、今日はそのことを書こうかと思えます。

その一つは、Aftonbladet (1981-6-21)紙の、Dalarnaの女性の奨学金詐欺の話です。彼女は9人の人に、名前を貸してくれれば、通信教育のための奨学金の半分(各学期5.000kr÷230,000円)をあげる、学校から送られてくる課題は全部、彼女が責任もって仕上げるから心配はいらない、ともちかけ、結局1979年以来200,000krをだましとったということです。通信教育の課題は、彼女自身、前に同様のコースをとっていたため、別に困難ではありませんでしたが、9人分の宿題の量は大変なものだったことでしょう。名前を貸した何人かは、知らないうちに高校卒業の資格がとれてうれしい、というような無責任な感想をのべたり

しています。

もう一つは、KURIREN (1981-7-7)紙の、成人のための通信教育の奨学金が廃止されるというものです。これは、その大部分が麻薬に使われているとわかったためだそうです。警察が、あまりに頻りにCSN(奨学金中央委員会)に照会をしていくことによって決定されたものです。Kalmarの警察は、1年間に約400,000krの奨学金が麻薬購入に使われていると報告しています。

両方とも、発達した奨学金制度の裏をかいた犯罪といえましようが、本当にそれを必要とする者達へのはねかえりを考えると、暗い気持ちになります。これらの事件を契機に、奨学金委員会の事前調査が厳しくなり、今まで以上に書類作製の手続きが大変になることでしょう。その煩雑さは成人の学習意欲を殺いでしまうものであるかもしれません。特に、私たちが、スウェーデンの教育制度の特徴だと考える「成人のための学習機会の提供と、学習遂行のための経済的保障」という先進的方向が、一部の心ない者達のために崩されていく危険が増大していくのは実に悲しいことです。

学校教育の分野に関しては、各地方、県の段階で、いろいろな試みがおこなわれているようです。Uppsala市では、教材費や給食費など、生徒が学校に支払う費用が、今年度はまったく徴収されないという決定がされました。Örebro県では、基礎学校の成績が、高校進学の際に、まったく考慮されずに、生徒の意志、希望によって入学を許可するという新しい試みがおこなわれます。これらのニュースは、日本の教育を考える上からも、大変興味深いものですが、また、のちの機会に詳しくご報告しようかと思えます。

《研究会ニュース》

第1回社会政策研究会

本年度の当研究所の研究テーマである「社会政策」の第1回研究会は、評議員であり専修大学教授の菱木昭八郎氏を講師として、「スウェーデンの男女平等政策」のテーマの下に、去る6月27日午後、開催された。

副題は、「男女雇用平等法について」であったが、まずフレデリカ・ブレイメル女史に始まる婦人解放運動の流れの考察から入ってゆかれた。

そして1980年7月1日施行の、労働生活に関する男女の平等に関する法律である「男女雇用平等法」の成立過程に関するくわしい説明がなされたが、そもそもこれは、国民党が提唱し、当時社民党は、政府介入せずの立場から反対、1970年に否決されたものであることなど、まことに興味深い御話しであった。

なお詳細は、本年末に刊行予定の当研究所編『スウェーデンの社会政策』（成文堂刊）を参考にされたい。
(中嶋 記)

第2回社会政策研究会

7月30日当研究所において、慶応義塾大学助教授飯野靖四氏により、研究会「スウェーデンの福祉財政と経済動向」が催された。

福祉と経済の関係は、スウェーデンの最もホットな問題として、非常に関心の高いところである。飯野氏は昨年から今年にかけて現地に滞在して観察してこられたから、具体的な解説が有益であった。数字にもはっきりと示されている経済不況の中で、福祉を後退させまいと努力しているスウェーデンの苦悩が説明された。

スウェーデンは1980年月に「節約法案」を提議し、社会保障支出の節約や税制の改正を計画し実施をはじめたが、今のところ余り効果は上っていない。結局、社会保障および社会福祉に抜本的な手入は期待できない。氏がとくに指摘されたことは、人口増加の著しい鈍化である。将来の社会保障を負うべき子供の減少は最も深刻な問題である。それ故、経済危機の最中にもかかわらず、有子家庭への福祉政策は、児童手当にしても両親手当にしても優先的に進められている。

(小野寺百合子記)

新刊紹介

武田龍夫著『住んでみた北欧』

—五つの国の最新事情—

近時、北欧に関する図書の刊行は決して少なくないが、中には一面的なとらえ方をしているものもないではない。

そうした中でこのほど出版された本書は、さすがに「北欧に学び、住み、仕事をして」こられた著者の手になるものだけあって、適確である。

軽妙な筆致で、しかも鋭い批判眼を通して書かれているが、その根底にあるものは、北欧への深い愛情であるといわざるを得ない。

とくにスウェーデンに関する各章は圧巻というべきで、北欧社会・文化への正しい理解と、日瑞の文化交流に多大の寄与をするものであること疑いなく、一人の方でも多く読まれることを切望するものである。(サイマル出版会刊・¥1,400) —中嶋 博—

スウェーデンに関する最近の著書論文

Recent Papers on Sweden

丸尾直美(当研究所理事、中央大学教授)

- 「よみがえる福祉国家」(丸尾直美監修)社会経済国民会議1980年刊

- 「スウェーデン型混合経済下の計画と参加システム」五井一雄・野尻武敏共編著『ソ連・東欧の経済』中央大学出版会1981年刊収載

- 「ヨーロッパの職場レベルでの労働者参加との比較——スウェーデンの労働環境人間化運動の紹介と日本との対比——」社会経済国民会議『職場小集団の活性化をめざして』社会経済国民会議1981年刊収載
- 「スウェーデンの年金の数理的構成」平田富太郎編『福祉国家における年金制度』公企労センタ―1980年刊
- 「現代福祉政策の課題」氏原正治郎他編『社会保障講座2』総合、労働研究所1981年刊収載
- 「スウェーデン社会民主党綱領と解説」「現代の理論」1980年夏季号収載
- 翻訳、B・タールベリ―「スウェーデンの福祉と経済」『改革者』1981年9月号
- 「スウェーデンにおける労働者の経営参加」『労働者自主管理研究』1979年2号収載
- 「ヨーロッパの財形事情の視察報告」『財形福祉』1980年1月号収載
- 「高齢化社会の雇用対策」および「高齢化社会の社会福祉とコミュニティ」吉田忠雄編『高齢化社会と労働組合』民主社会主義研究会議1980年刊

事務局だより

高齢化社会視察調査団帰国す

予て、本報でご案内しました当研究所主催の高齢化社会視察調査団は、会員ほか各方面のご理解と株式会社ユニバーサル航空サービスの協力により、去る8月23日スウェーデンほか五ヶ国訪問に出発し、9月6日帰国しました。

今回の視察目的は、各国の高齢化の現状とこれに対する行政面、企業サイドおよび労働者側の対応の実情を把握し、わが国のこの面の今後の対策に貢献しようとするものでありますが、幸いにして、この面の専門家である山上賢一教授を団長に、行政および立法機関、共済組合、生活協同組合、生命保険界、有力企業等より専門の方々の参加を得る結果となりまして、多大の収穫が期待される次第であります。

この視察の結果は、次号以降にご披露する予定であります。以下に視察先と参加された方々をご紹介します。

視 察 先

スウェーデン——SPP (Swedish Staff Pension Society Mutual Co.)、アトラスコプロ社、LO (全国労働組合連盟)、ストックホルム社会局、SKTF (地方公務員組合)、SAF (経営者連盟)、国会事務局、Parkmöllans Servicecentrum (パルクミュラン・サーヴィスハウス)、ルンド大学

デンマーク——日本大使館ほか

西ドイツ——D.G.B. (ドイツ労働総同盟)

フランス——ARRCO (職業別協約年金連合会)、CLEIRPPA (高齢者問題研究・調査連絡センター)

イギリス——保健・社会保障省、Trade Union Congress、Pre-Retirement Association

ご 参 加 者 (敬称略、順不同)

団 長		山 崎 龍太郎	千葉県勤労者生活協同組合 関連事業部部長
山 上 賢 一	京都産業大学教授	川 村 栄 一	第一生命保険相互会社特別 法人部長
副団長		古 谷 彰 志	朝日生命保険相互会社企業 保険管理部課長
岡 野 実	高槻市市議会議員	高 橋 孝 明	日本軽金属株式会社人事部 課長
斎 藤 武 男	群馬県民生活部厚生援護課 高齢化対策係長	清 川 満	同上会社 人事部
犬 山 俊 明	横浜市緑区役所福祉部保健 年金課国民年金係長	小野寺 信	スウェーデン社会研究所 顧問
藤 井 敏 子	元労働省婦人労働課長	小野寺 百合子	同上研究所 理事
北 川 信	元労働省 神奈川県少年室長	添 乗 員	
竹 原 甲 三	農林漁業団体職員共済組合 企画部長	小 宮 健 嗣	(株)ユニバーサル航空サービス 営業本部長
松 井 源 治	同上組合 電子計算部システム課長		

昭和44年12月23日発行 第13巻第9月号毎月1回25日発行 編集責任者 堀内 定博